

2011.04.18

タイ王国法務事情 2 – タイで会社を運営するには。
(タイ編～Vol.2)

前回に引き続き、日本の会社がタイ王国で事業を行う方法について、考えます。

前回報告したとおり、外国投資法は、外国人に対して、一定の種類の実業については、これを行うことを制限しています。外国人については、

- ①タイ人でない自然人
- ②タイの法人でない法人
- ③タイの法人であるが、その資本の過半数を①か②に当たる外国人が有しているもの、または、①の外国人が代表者を務める組合
- ④タイの法人であるが、その資本の過半数を①、②、③のいずれかに当たる外国人が有しているもの

が、外国人に当たるとされています。

そこで、総株数の 51%にあたる部分をタイ人（上の①②③に該当しない者）に保有してもらい、残り 49%を外国人である日本企業が保有する、タイ人の保有する株の一部は、議決権のない優先株としておくという方法により、実質的には、外国人だけで意思決定が可能な状態としつつ、外国投資法の制限を免れるという方法も行われています。2007 年の改正法案で、この一種の抜け道をふさごうと、外国人が議決権の過半数を保有する法人も外国人とするとの提案が為されましたが、この改正案は、まだ、成立していません。

外国投資法の外にも、Air Navigation Act, Condominium Act, Financial Institutions Business Act, Hotel Act, Land Code, Telecommunication Business Operation Act, Thai Vessel Act などが、外国人の株式保有を制限しています。それぞれに関わる事業を検討されている場合には、注意が必要です。

さて、このようにしてタイで法律の制限を受けずに、ビジネスを行えるようにしたとして、その事業を一から行うか、既存のタイ法人に対して M&A の方法で、迅速に事業を行うかも検討の対象となるでしょう。

M&A については、国内案件でも、スキーム選択は重要な要素ですが、税金や、許可との関係でタイ王国でも株の購入による場合と資産の譲受けとでは、様々な点で違いがあります。以下に表にまとめました。

	株の購入	資産の譲受
会社の債務	承継する	承継しない
税金	節税可能	源泉、所得税、印紙税等必要
営業許可	継続する	新規に取得又は譲受ける
繰越損失	引続き用いることが出来る	できない
訴訟	承継する	承継しない
譲渡に対する否認		倒産手続前 1 年以内の譲渡の対しては、否認（詐害行為）の対象となり得る

株式譲渡契約、資産譲渡契約のいずれにせよ、紛争を避けるためには、経験のある専門家を用いて、デューディリジェンスをしっかりと行い、経営についてのスキームを構築しておくこと、それに、譲渡時の会社、資産の状況について、きちんと表明保証条項に定めておくこと、譲渡時前後に、行ってはならないこと、行うべき事のコベナント条項の定めをしておくこと、契約実行の為の前提条件を厳格に定めることが必要だと言われています。アジア文化圏の中では往々にして、口約束で、相手との信頼関係を築けたように思い、契約事を、良い加減にしがちですが、投資の後のトラブルを避けるためには、はじめにこの点をしっかり定めておくことが重要です。

最後に、それでもトラブルになる場合も考え、紛争解決手段も定める必要がありますが、前回紹介した Picharm 弁護士は、もちろん事案によりますが、裁判よりも仲裁の方が、このような問題の紛争解決には適していると言います。タイの会社に対する訴訟は、タイの裁判所で行わなければならない、執行には相応の抵抗も考えられること、費用がかかること、それに対し、仲裁については、仲裁に人の専門性が高いことをあげています。タイでは、仲裁判決は、仲裁に関するニューヨーク条約に基本的には依拠した、タイ仲裁法にしたがって執行できるかが決まります。但し執行に対しては、不適法な手続きによる決定であること、決定がタイ法またはタイの公序良俗に反しているとして、争われる可能性は残っています。

いずれにせよ、経験豊富なタイの弁護士に依頼することが必要です。

尚、本稿は、Picharm 弁護士から頂いた資料を下に作成していますが、文責は全て筆者にあります。

★Deacons Price Sanond Prabhas & Wynne

Jonathan J. Uchima 弁護士 www.deaconslaw.com

★Siam City Law Offices Limited (Chavalit Law Group)

Picharn Sukparangsee 弁護士 www.chavalitlaw.com

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。